

議案第 49 号

墨田区立学校設置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 24 年 6 月 13 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区立学校設置条例の一部を改正する条例

墨田区立学校設置条例（昭和 39 年墨田区条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表墨田区立向島中学校の項及び墨田区立鐘淵中学校の項を削り、同表に次のように加える。

墨 田 区 立 桜 堤 中 学 校	東京都墨田区堤通二丁目 19 番 1 号
-------------------	----------------------

付 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

向島中学校及び鐘淵中学校を廃止し、統合新校として桜堤中学校を設置する必要がある。